

お客さま各位

株式会社トマト銀行

一般 NISA 口座のみなし廃止措置について

平素はトマト銀行をご利用いただきありがとうございます。
マイナンバー未提出のお客さまの「一般 NISA 口座のみなし廃止措置」について、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 令和 3 年度税制改正により、2021 年 12 月 31 日時点で、2017 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座（一般 NISA 口座）を保有されているマイナンバー未提出のお客さまについて、非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなす、いわゆる「みなし廃止」措置が実施されることとなりました。
2. 引き続き、非課税口座（一般 NISA 口座）のご利用を希望される場合
「みなし廃止」措置の対象となるマイナンバー未提出のお客さまで、引き続き当社で非課税口座（一般 NISA 口座）の開設をご希望されるお客さまは、2021 年 12 月 17（金）までに、マイナンバーのお届出と、非課税口座開設届出書をご提出いただく等、所定のお手続きが必要になります。

以上